

議 会 改 革 活 性 化 特 別 委 員 会

中 間 報 告

平 成 2 5 年 9 月

目 次

1. はじめに 2 ページ
2. 特別委員会の概要 2～3 ページ
3. 特別委員会開催日程等 3 ページ
4. 具体的事項の検討 4 ページ
5. 一問一答方式導入実施要綱 4～6 ページ

1. はじめに

地方分権時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任範囲が拡大している今日、二元代表制の一翼を担う市議会が市民の代表機関として、地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は、今後さらに大きくなることが予想されます。市議会では、自治体の政策の立案や決定、事業の評価など、議論を尽くして決定する場ではありますが、政策が決定するまでの論点、争点の過程を公開することは、討論の場である議会の責務であります。

このような分権時代における、今後の笠間市議会運営のあり方が問われる中、市民に開かれた議会、市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分発揮し、市民の負託にこたえることを目指し、さらなる議会の活性化を図るため、平成25年3月定例会において、「議会改革活性化特別委員会」が設置され、これまで検討を行ってまいりました。

また、県内外でも先進的な取り組みを行っている市議会を調査し、検討する際の参考としております。

特別委員会が設置されてから半年ではありますが、現在までの検討結果並びに、今後の検討事項について報告いたします。

尚、検討事項につきましては、本会議において中間報告を行い、決定された事項から順次実施に移行してまいります。

2. 特別委員会の概要

1) 特別委員会の名称 議会改革活性化特別委員会

2) 委員の定数 12名

3) 付議事項

- ① 議員定数について
- ② 一般質問における一問一答について
- ③ 議会中継のインターネット配信について
- ④ その他、議会改革に関すること

4) 委 員

委員長	西 山 猛	副委員長	野 口 圓
委 員	小 磯 節子	委 員	飯 田 正憲
委 員	蛭 澤 幸一	委 員	石 松 俊雄
委 員	海老澤 勝	委 員	萩 原 瑞子
委 員	横 倉 きん	委 員	町 田 征久
委 員	大 関 久義	委 員	市 村 博之

3. 特別委員会開催日程等

平成25年3月18日の第1回の特別委員会で、正副委員長の互選を行い、2回目の特別委員会では、付議事項の今後の進め方について確認をいたしました。

次に、検討事項として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目として9項目を取り上げることといたしました。3回目以降の特別委員会では、今後の協議順序について議論し、県内市議会の議会運営に関する調査を行い、検討する際の参考としております。

また、先進市の研修、さらには一般質問における一問一答方式を採用している市議会の傍聴、議会改革に関する講演会の開催等を実施し、参考とすることにいたしました。

具体的調査項目

柱	項 目
本会議のあり方に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問における一問一答方式について。 ・ 討論のあり方について。
常任委員会の活性化に関 すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会のあり方について。 ・ 付託案件以外の所管事務に関すること。
開かれた議会に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民との意見交換（議会報告会含む）について。 ・ 本会議のインターネット配信について。 ・ 傍聴者に関すること。
その他、議会改革に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数について。 ・ 政務活動費のあり方（使途基準含む）について。

4. 具体的事項の検討

現在までに協議した内容のうち、特別委員会として結果の出た事案は、本会議のあり方に関する事で、一般質問における一問一答方式の導入について及び、開かれた議会に関する事のうち傍聴者に関する事とあります。

市政に対する課題をひとつずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができること、質問者と答弁者が相対することで自然な環境でやり取りが可能となることなどから、一問一答方式を導入することといたします。

質問は、「一括質問・一括答弁方式」、「一括質問・一問一答方式」、「一問一答方式」の3方式からの選択とし、質問通告書提出時に選択することといたします。質問は項目毎に完結し、完結した項目に遡っての質問はできないことといたします。議員の持ち時間は、試行期間中 質問・答弁の時間を合わせて60分以内とします。その他、詳細につきましては、「一般質問における一問一答方式導入実施要綱」を参照願います。

また、傍聴者が来やすく、且つ傍聴者の個人情報保護にも配慮し、傍聴規則の傍聴人受付簿を廃止して、傍聴券の交付のみとすることといたします。

これらの実施時期につきましては、平成25年12月定例会から試行実施し、2回から3回程度各定例会で検証を行い、その後、本実施へ移行いたします。

なお、その他、本会議のインターネット配信等7項目については、現在協議検討中であり、固まり次第報告することといたします。

5. 一般質問における一問一答方式導入実施要綱

事 項	内 容
1. 発言方法選択制 ①②③のいずれかから選択し、質問通告書提出時に選択	① 一括質問・一括答弁方式（従来の通り） ② 一括質問・一問一答方式（複数ある質問事項について、最初に一括して質問し、その答弁も一括して行い、再質問から一問一答方式で行う。） ③ 一問一答方式（ひとつの質問項目ごとに質問と答弁を繰り返して行う。）
2. 質問の回数	・ ①の場合（一括質問・一括答弁方式）質問回数は、従来通り3回までとする。 ・ ②及び③の場合 各項目毎に質問回数は無制限とする。

3. 質問時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の場合（一括質問・一括答弁方式）の質問時間は、30分以内とする。 ・ ②及び③の場合 質問時間は、試行期間中は質問・答弁併せて60分以内とする。
4. 質問席・答弁席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、副市長及び教育長の答弁は、すべて登壇してこれを行う。 ・ ①の場合当該部長の答弁（一括質問・一括答弁方式）は、従来通り1回目は登壇し、2回目以降は自席でこれを行う。 ・ ②の場合通告のあった質問事項に対し、これを所管する部長が答弁するときは、当該部長は、最初の答弁に限り登壇してこれを行い、以後、答弁席（別紙参照）から答弁する。但し、通告に基づいて予定していた所管の部長以外の本会議出席者が答弁するときは、登壇して答弁した後、自席へ戻る。 ・ ③の場合当該部長は、最初に発信する答弁から答弁席でこれを行う。
5. 答弁者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の場合（一括質問・一括答弁方式）の答弁者は、市長・副市長・教育長・部長等（支所長含む）以上の職員とする。 ・ ②及び③を選択した場合の答弁者は、市長・副市長・教育長・部長・課長（支所長・館長・局長等を含む）以上の職員とする。
6. 答弁席へ入る職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長・課長（支所長・館長・局長等を含む）及び補佐以上の職員までとする。 ※ ①の場合は従来どおりとし、1回目の答弁は登壇し、2回目以降は自席でこれを行う為、答弁席には入らない。
7. 反問権について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付与する。
8. 議案質疑について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行通りとする。
9. 導入時期（試行）	<p>12月定例会から試行的に始まり、2～3回定例会を経て本格導入する。</p>

10. その他	<ul style="list-style-type: none">・ 発言通告については、従来通り通告することとし、執行部との事前打ち合わせを十分に行うものとする。尚、発言要旨は具体的かつ詳細（特に統計的な数値を求める場合）に記載する。・ 議員は、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入る。・ 質問者が執行部の答弁者を指名することはあくまで希望であり、答弁者の決定権は、執行部側にあり、執行機関の長が判断する。・ 質問時間に制限があるため、質問者、答弁者とも完結・明瞭な質問・答弁に努める。・ 質問は、項目順に完結し、遡って質問はできない。・ 1日の質問者数は、5人以内とする。・ 答弁席に課長等が着座するときは、議長席背面から入り、退席するときも同様とする。但し、本会議出席者は、自席と答弁席（又は演壇）との間を直接移動する。この場合において、答弁席へ入った際は、着座する前に国旗及び市旗に向かって一礼し、更に議員に向かって一礼してから着座するものとし、退席時は、その逆の順で一礼する。
---------	--